

春休み中の生活心得について

生徒の皆さんは、春季休暇に入りますが、常に高校生であることを忘れず、節度と責任ある生活態度を心がけてください。休暇中は、それぞれの学年での学校生活をふり返り、新学年に向けての準備をしっかりとしましょう。特に、下記の注意事項をよく読んで、問題行動は絶対起こさないようにしてください。

<注意事項>

- 1 外出時は、高校生らしい態度や行動を心がけること。
 - 2 万引行為は絶対しないこと。犯罪です。
 - 3 自転車等の窃盗行為は絶対しないこと。
 - 4 単車の免許取得、無免許運転は絶対にしないこと。
 - 5 交通マナーを守り、自転車運転者講習の対象となる危険運転をしないこと。
 - 6 喫煙・飲酒は絶対しないこと。
パチンコなど風営法で禁止されている場所には、立ち入らないこと。
 - 7 学校の許可を得ないアルバイトは禁止である。
 - 8 有職・無職少年との不良交遊や男女交際は絶対しないこと。
深夜徘徊（夜間 10 時以降の外出）は禁止で補導の対象となる。もし、警察や補導委員さんに声を掛けられた場合は、**素直で礼儀正しい態度**で対応すること。
 - 9 不良少年グループに関わったり、近付いたりしないこと。もし、トラブルに巻き込まれた場合は、直ちに警察か学校に届け出ること。
 - 10 家族との触れ合いの時間をもち、家の手伝いも積極的にすること。また、新学期の目標を立て、その準備をしっかりとしておくこと。
- ※ 始業式に身だしなみ指導を実施します。規定に違反していないか確認し、本校の生徒としての自覚と責任をもち登校してください。
- ※ 新学期からも自転車通学指導・自転車点検を行います。ヘルメット着用は義務です。未着用など度重なる注意指導は、自転車通学の停止・禁止になる場合があります。
(交通ルール・マナー違反、整備不慮も同様)

始業式には、全員が元気に登校できるよう、ひとり一人が気をつけてください。